

お知らせ

城里町役場（代表）

☎ 029-288-3111

お知らせ

平成29年城里町成人式開催のお知らせ

平成29年の成人式を次のとおり開催します。

日 時 平成29年1月8日（日）

午後2時から

※受付／午後1時30分から

会 場 コミュニティセンター城

里 ホール

対象者

①町の住民基本台帳に登録されている方で、平成28年4月2日から平成29年4月1日までに生まれた方

②平成24年3月に町内の中学校を卒業した方

※対象者には、11月中旬に案内状を送付しました。案内状が届いていない方は、問合せ先にご連絡ください。

問合せ 教育委員会事務局

☎ 029-288-3135

「生活のしづらさなどに関する調査」にご協力ください

平成28年12月1日を基準日として、厚生労働省による「生活のしづらさなどに関する調査」（全国在宅障害児（者）等実態調査）を実施します。

この調査は、障害児（者）の福祉施策を改善するための基礎資料を得るために、厚生労働省が無作為

に抽出した国勢調査区に居住する障害者手帳をお持ちの方のほか、難病の方や長引く病氣、けがなどにより生活のしづらさがある方を対象としています。

12月1日から調査員が対象地区（石塚区の一部）全世帯を訪問し、その中で対象となる方に調査を実施します。

調査へのご理解とご協力をお願いいたします。

問合せ 福祉こども課

☎ 029-353-7265

相談

少年相談コーナーのご案内

茨城県警察本部少年課では、警察庁舎以外の場所に少年サポートセンターを設置し、少年相談コーナーを設けています。

少年の非行問題や犯罪被害に関して、少年自身や保護者、教育関係者等の方々からの相談（面接、電話、メール）を受け付けています。

一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

相談受付時間 平日

午前8時30分～午後5時15分

※夜間・土曜・日曜・祝日は留守番電話に切り替わります。

問合せ 少年サポートセンター水戸

☎ 029-231-0900

✉ keishonen@pref.bakaki.jp

七会小児童クラブ指導員を募集しています

七会小児童クラブでは、保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生に、遊びや生活の場を提供しています。

七会小児童クラブでは次のとおり指導員を募集しています。



勤務地

七会小学校 七会小児童クラブ

勤務日・勤務時間

○平日

午後1時50分～6時30分

○第1土曜日・長期休業日

午前8時～午後6時30分

※学校行事等で時間変動あり

※前記の勤務日で週1～2日勤務できる方

勤務内容

児童の安全確保、生活習慣を身につける手助けなど

※一部事務作業あり

時 給 1時間につき850円

応募資格 男女問わず、65歳未満の方で子どもが好きな方

選考方法 書類選考及び面接

応募方法 面接日を調整しますので、事前に申込先までご連絡ください。

面接日には、市販の履歴書（必要事項を記入し、顔写真を貼ったもの）

をご持参ください。

申込先・問合せ

七会小児童クラブ

☎ 0296-88-2622

※受付時間

平日の午後2時～5時30分

広 告

介護保険料の納め忘れはありませんか？

介護保険は、現役世代(40～64歳)の支援を受けながら高齢者の方自身にも保険料を負担していただき、介護や支援が必要になった方に介護保険のサービスを提供する支え合いの制度です。

この趣旨を皆さんにご理解いただき、保険料の納め忘れがないようお願いいたします。

介護保険料を滞納するとどうなるの？

災害等の特別な事情がないのに保険料を滞納している方は、介護保険のサービスを受ける際に、滞納期間に応じて介護サービス費の給付が制限されます。



介護保険料の滞納期間	介護サービス費の制限
1年以上 (支払方法の変更)	介護保険のサービスを利用した際に、本来自己負担分が1割または2割のところ、いったん利用料の全額を自己負担しなければなりません。あとから申請することで、9割分または8割分の払い戻しを受けることができます。
1年6か月以上 (保険給付の一時差し止め)	利用料の全額を自己負担するのに加え、申請後に払い戻される給付費(9割分または8割分)の一部または全部を一時的に差し止めます。なお、滞納が続く場合は、差し止められた額から滞納している介護保険料を差し引きします。
2年以上 (給付額の減額)	本来1割または2割である利用者負担が3割に引き上げられます。また、高額介護サービス費などの支給も受けられなくなります。

※2年以上滞納すると介護保険料を遡って納めることができなくなりますので、ご注意ください。

納付書で納めている方は、納め忘れがない口座振替が便利で安心です。

問合せ 長寿応援課 介護保険グループ ☎029-288-3111(内線608)

しろさとネットワーカー等連絡協議会が設立されました

城里町内の大好きいばらきネットワーカーによる「しろさとネットワーカー等連絡協議会」が、10月28日に設立されました。

今後は、会員相互が連携し、積極的な地域づくりに取り組みます。

大好きいばらきネットワーカーとは？

大好きいばらき県民運動を各地で広げ、地域の人たちのネットワークづくりに取り組み、住みよい地域づくりに貢献される方々をネットワーカー(県民運動推進員)と呼びます。

ネットワーカーは町長の推薦を受け、大好きいばらき県民会議会長(茨城県知事)が委嘱しています。



会長より

このたび、しろさとネットワーカー等連絡協議会会長に就任いたしました高萩です。城里町に移住して早6年。自然とまちが調和した城里町がとても気に入っています。この町の魅力をもっと発掘し伝えたいと思い、本活動に参加しました。子どもたちが誇れるような、希望あふれるまちにしていきたいと思います。



今後の活動について

来年1月22日(日)、協議会の設立記念イベントをコミュニティセンター城里において開催します。

県警音楽隊による演奏やバルーンアート体験など、見るだけでなく、体験して楽しむことができるものばかりです。

ぜひ、ご家族揃ってお越しください。



問合せ まちづくり戦略課 ☎029-288-3111(内線227)